

## 償却資産申告書の提出について(通知)

村税につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに「償却資産」（事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等）についても課税されるため、償却資産を所有されている方は、地方税法第383条により、毎年1月1日現在に所有している償却資産について申告していただくことになります。

つきましては、固定資産税〔償却資産〕課税のため、下記のとおり申告書の提出をしていただきますようお願いいたします。

記

**1 申告期限** その年の 1月 31日

**2 申告書提出先** **南箕輪村役場 財務課 税務係 儻却資産担当**

〒399-4592 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1

TEL (0265)-72-2321 [直通]

(0265)-72-2104 [代表]

※閉庁日・閉庁時間に提出される場合は、宿日直へ預けてください。

※郵送での提出、e L T A X (エルタックス)による申告も可です。

**3 申告をしていただく方**

1月1日現在、南箕輪村内において事業（製造業、販売業、建設業、サービス業など全ての事業）の用に供することができる償却資産を所有している方、または他の事業者に事業用として償却資産の貸付けをしている方。

**4 提出書類** ※申告書等の提出区分と書き方については、後述を参照してください。

- ① 儻却資産申告書〔第二十六号様式〕
- ② 種類別明細書 ※前年度申告内容
- ③ 種類別明細書（増加資産・全資産用）〔第二十六号様式別表一〕
- ④ 種類別明細書（減少資産用）〔第二十六号様式別表二〕

## 5 提出区分

### 前年度も申告されている方　※償却資産課税台帳に登録がある方

昨年度の申告内容を反映した①償却資産申告書と②種類別明細書、新たに作成する場合に使用する③種類別明細書（増加資産・全資産用）、④種類別明細書（減少資産）を同封しましたので、次の区分により提出してください。

(1) 増減や変更がない場合（前年度と所有している資産の内容が同じ） ⇒ **提出書類… ①**

- ①「18 備考」欄の「増加 なし」「減少 なし」へ○をしてください。

※種類別明細書（②③④）は提出しなくて結構です。

(2) 新たに取得した償却資産がある場合 ⇒ **提出書類… ① ③**

- ①「18 備考」欄の「増加 あり」と「減少 なし」へ○をしてください。

●増加資産の取得価格を①（ハ）「前年中に取得したもの」欄へ記載してください。

●増加資産の詳細について③へ記載してください。

(3) 減少した償却資産がある場合 ⇒ **提出書類… ① ④**

- ①「18 備考」欄の「増加 なし」と「減少 あり」へ○をしてください。

●減少資産の取得価格を①（ロ）「前年中に減少したもの」欄へ記載してください。

●減少資産の詳細について④へ記載してください。

※対象資産の詳細は、前年度申告内容を反映した②種類別明細書を参考にしてください。

(4) 増加・減少した償却資産が両方ある場合 ⇒ **提出書類… ① ③ ④**

- ①「18 備考」欄の「増加 あり」と「減少 あり」へ○をしてください。

●増加資産の取得価格は①（ハ）へ、詳細については③へ記載してください。

●減少資産の取得価格は①（ロ）へ、詳細については④へ記載してください。

※それぞれの記入は、上記（2）（3）と同様です。

(5) 前年度までに申告された償却資産内容に訂正のある場合 ⇒ **提出書類… ① ②**

- ①「18 備考」欄へ『訂正あり』と記載してください。

●①と②種類別明細書（前年度申告内容が反映されたもの）について、該当箇所を訂正してください。

※訂正箇所は二重線で見え消しをして、訂正内容を記載してください。

※訂正が今年度以前の内容である場合は、地方税法第17条の5により最大5年間遡って課税内容の更正を行ないます。その結果生じた税額の差額分は、後日に徴収または還付させていただきますので、ご承知おきください。

(6) 事業をしていても該当する償却資産がない場合 ⇒ **提出書類… ①**

- ①「18 備考」欄へ『資産なし』と記載してください。

※種類別明細書（③④）は提出しなくて結構です。

※「資産なし」であっても、廃業の申告がなければ事業をしている方として課税台帳に登録されるため、毎年申告をしていただく必要があります。

## 初めて申告をされる方

①「償却資産申告書」、③「種類別明細書（増加資産・全資産用）」、④「種類別明細書（減少資産）」を同封しましたので、次の区分により提出してください。

(1) 新たに事業を開始して償却資産を取得した場合 ⇒ 提出書類… ① ③

- 南箕輪村内に所在する全ての償却資産について、①③へ記載してください。
- 増加資産の取得価格を①(ハ)「前年中に取得したもの」欄へ記載してください。
- 増加資産の詳細について③へ記載してください。

(2) 償却資産がなく未申告だったが、このたび新たに取得した場合 ⇒ 提出書類… ① ③

- 上記(1)と同様に、新たに取得した資産について①③へ記載してください。

(3) 事業をしていても該当する償却資産がない方 ⇒ 提出書類… ①

- ①「1」～「17」へ記入のうえ、「18備考」欄に『資産なし』と記載してください。
  - 取得価格なしのため、①(イ)合計欄へ0を記載してください。
- ※種類別明細書(③④)は提出の必要がありません。

電算機による全資産申告をされる方 ⇒ 提出書類… ① ③ ④

- 南箕輪村に所在する全ての資産について、①③④を作成のうえ、提出してください。

廃業、村外移転、解散などをした方 ⇒ 提出書類… ①

- ①「18備考」欄へ、『廃業』『村外移転』『解散』等を記載してください。
  - ※事務処理の都合上、申告書にその旨を記載して必ず提出してください。
  - ※廃業等の申告がなければ事業を継続しているとみなし、次年度以降も申告書を送付させていただきます。
- ※次年度以降、村内で再び事業を開始した場合は、改めて償却資産の申告をお願いします。

共同住宅（アパート・マンション）建設に伴う償却資産申告について ⇒ 提出書類… ① ③

- 対象資産の取得価格を①(ハ)へ、詳細について③へ記載してください。

資産の種類 構築物

対象資産 駐車場の舗装、よう壁・フェンス、駐輪場、ガス等タンク施設  
ごみステーション、街灯、下水道宅内工事（家屋部分は除く）  
太陽光発電設備（ソーラーパネル等）など

取得価格 対象資産を取得するために要した費用（工事費）

事業用家屋の下水道宅内工事に伴う償却資産申告について ⇒ 提出書類… ① ③

- 増加資産の取得価格を①(ハ)へ、詳細について③へ記載してください。

資産の種類 構築物

対象資産 下水道工事（年内に完成する場合）  
…公共ますから事業用家屋への下水道接続工事で、便器・  
洗面器等家屋の一部とみなす建築設備を除いた一切の工事  
対象物件。

取得価格 対象資産を取得するために要した費用（工事費）

## 6 その他

- (1) 申告書、種類別明細書は、南箕輪村のホームページ（固定資産税について・償却資産の申告）からも様式をダウンロードできます。（<https://www.vill.minamiminowa.lg.jp/>）
- (2) 村内に事業所が数カ所ある場合は、本社・本店にて村内分を一括申告してください。
- (3) 同一の納税義務者が所有する償却資産の課税標準額の合計額が150万円に満たない場合は、その償却資産については免税により課税されません（納税通知書も送付されません）。ただし、その場合でも申告は必ずしてください。
- (4) 傷却資産の所有者は正当な理由なく申告しない場合、又は虚偽の申告をした場合には、地方税法の規定により、実地調査に伺った上で不足税額を課すことになります（前年度以前の申告内容に係る場合は最大5年間遡って課税内容の更正を行ないます）。後日、その結果生じた税額の差額分を徴収させていただきますので、必ず適正な申告をしていただきますよう、ご理解ご協力をよろしくお願ひいたします。
- (5) 財務課税務係窓口へ申告書等を提出される場合は、受付印を押印した控えを返却します。
- (6) 郵送にて提出される方で、受付印を押印した申告書等の控えの返送を希望される場合は、返信料金分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。返信用封筒がない場合は、控えの返送はいたしませんので、ご了承ください。
- (7) e L T A X（エルタックス）による電子申告も可能です。一般社団法人地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステム（e L T A X：エルタックス）を利用し、インターネットによる償却資産の申告を利用するには、事前に手続きが必要です。  
※詳しくは、e L T A Xのホームページをご覧ください。（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）  
※e L T A Xによる電子申告は、全資産申告のみの対応となります。明細申告を希望される場合は、従来どおり紙による申告でお願いいたします。
- (8) 社会保障、税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、償却資産申告書に個人番号（マイナンバー）・法人番号の記載欄が設けられています。個人の方は12桁の個人番号を、法人は13桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰めで記載してください。
- (9) 提出された申告書に個人番号が記載されていた場合は、マイナンバー法に定める本人確認を申告受付時に実施しますので、ご承知おきください。

### マイナンバー法に定める本人確認

提出時に、個人番号確認資料（マイナンバーカード、通知カード、住民票 等）とマイナンバーカードでない場合は身元確認資料（運転免許証等顔写真のある証明書 等）をご持参ください（写しでも可です）。なお、代理人が申告書を提出する場合は、本人の個人番号確認資料のほかに、代理人の身元確認資料、代理権確認書類（税務代理権限証書、委任状 等）が必要となります。申告時にご持参いただくか、写し（コピー）を申告書に添付していただくようお願ひいたします。※e L T A X（電子申告）により申告する場合は、電子証明等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。また、法人番号を記載した申告書の提出においても同様に不要です。

- (10) 個人番号・法人番号の記載がない申告書を提出した場合、又は本人確認資料の不備などにより本人確認ができない場合は、申告書への個人番号・法人番号の記載はないものとして受理いたしますので、ご了承ください。

→この場合、提出し直さなくて結構です。申告内容の課税処理は通常どおりに行ないます。

- (11) 次に該当する資産などで、地方税法の規定に該当するものは、非課税又は課税標準額の特例の適用を受けられる場合がありますので、財務課税務係までお問い合わせください。
- ・公害の発生を抑制する設備
  - ・変送電設備
  - ・太陽光発電設備
  - ・エネルギー資源の消費の節減に資する機械設備
  - ・先端設備等導入計画に基づき取得する新規の機械装置
  - など